

リスク管理態勢

リスク管理について

金融の自由化、国際化の進展に伴い、金融機関を取り巻く各種リスクが益々増大しています。こうした状況の下、当金庫がお客様の多様化するニーズにお応えしながら経営の健全性を確保していくには、リスク管理の強化が重要になっています。当金庫では、リスク管理を、多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、経営の健全性を確保し、収益性および効率性の向上を図り、適正な業務の遂行を可能にするものと考え、金融環境の変化に柔軟に対応出来るリスク管理態勢の構築を日々進めております。

各リスクへの取組み

▶信用リスク

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの把握のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しています。また、融資審査・管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く態勢としています。

▶市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、当金庫の保有する資産・負債等の価値が変動し損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、ALM委員会を設置し資産・負債を総合的に管理しており、市場取引に伴い発生する金利、価格変動等の様々なリスクを把握し、資金調達・運用の最適化と収益の安定化を図っております。

▶流動性リスク

流動性リスクとは、市場において、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損害を被るリスク(市場性リスク)、あるいは当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)のことをいいます。

当金庫では、常に効率的な資金運用に努めているほか、支払準備資金を信金中央金庫へ預け入れ、資金の流動性を安定的に確保するとともに、日々の支払準備率および資金繰りの状況等について適切に把握するなど、流動性リスクに対する十分な管理態勢を確保しております。

▶オペレーショナルリスク

当金庫では、事務上のミスや不正等により損失を受けるリスク(事務リスク)、コンピューターシステムの障害等により損害を受けるリスク(システムリスク)、取引等に係る法令に違反するなどの行為により損害を受けるリスク(法務リスク)、人事運営上の不公平・不公正および差別的行為等により損害が発生するリスク(人的リスク)、災害等の事象により有形固定資産に毀損が生じるなどのリスク(有形資産リスク)、評判の悪化により信用が低下することから損害を受けるリスク(風評リスク)の、以上六つを含む幅広いリスクを総称しオペレーショナル・リスクとしております。

当金庫では、本部監査部門が定期的に臨店監査を実施する一方、営業店で毎月店内照査を行うなど、事故の未然防止のための万全の態勢をとっております。また、これらのリスクの適正な把握に努めるとともに、組織体制、管理の仕組みを整備していくことでリスクの極小化に努めることとしております。

コンプライアンス(法令遵守) 態勢

金融機関は高い公共性を有しております。当金庫においては、地域金融機関としての社会的使命を自覚するとともに、企業倫理の高揚と法令等の厳格な遵守により社会的責任を果たし地域の負託に応え、経営の健全性と透明性にも配慮し信頼性確保に努めております。

当金庫では、コンプライアンスを経営の重要課題のひとつとして位置付け、コンプライアンス態勢の構築に取り組んでおります。役職員の行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、また、各種研修により信頼される信用金庫人の育成に努めております。

今後も役職員一人ひとりの倫理観の確立に努めるとともに、組織・制度上の態勢の整備に取り組んでまいります。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

利益相反管理方針(概要)

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ②対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ③対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

苦情への対応

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ上で掲載しているほか、縦覧用として営業店の店頭に備え置いております。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は58ページに掲載）、または総務企画部（電話：0198-23-5311・内線20番）にて受け付けております。

金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）への対応

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務企画部」にお尋ねください。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども花巻信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、岩手県暴力団追放推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。